

用語の解説

● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

● 国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

11区分 — 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 —— 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 —— 調査票の国名欄に記入された国

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 —— 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 —— 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 —— 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 —— 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 —— 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 —— 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

【平成22年変更内容】世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成22年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。

A 親族のみの世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

B 非親族を含む世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯 —— 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- 1 夫婦と夫の親から成る世帯
- 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- 1 夫婦と夫の親から成る世帯
- 2 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
- 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
- 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
- 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

● 母子世帯・父子世帯

母子世帯 — 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

父子世帯 — 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む） — 平成22年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章しています。

● 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯 — 65歳以上の人一人のみの一般世帯

高齢夫婦世帯 — 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

● 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

● 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅 …………… 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれます。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外 …………… 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。

自市内他区 …………… 常住地が20大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合

例 常住地が川崎市幸区にある人で、川崎市川崎区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 …………… 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例 常住地が川崎市川崎区にある人で、横浜市中区に従業地・通学地がある場合

他県 …………… 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

1 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

2 従業地が外国の場合、便宜上、同一の市区町村として取り扱っています。

3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせた人

就業者 --- 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 …………… 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしてきた場合

家事のほか仕事 …………… 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事 …………… 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者 …………… (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合
や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者 ---- 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク
(公共職業安定所) に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人(労働力状態「不詳」
を除く)

家事 ---- 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学 ---- 主に通学していた場合
その他 ---- 上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの
各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者
かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次の
とおり区分しています。

通勤・通学者のみの世帯……世帯員の全てが通勤・通学者である世帯
その他の世帯……通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
(通勤・通学者以外の世帯員の構成)
高齢者のみ……65歳以上の者のみ
高齢者と幼児のみ……65歳以上の者と6歳未満の者のみ
高齢者と幼児と女性のみ……65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ
高齢者と女性のみ……65歳以上の者と6～64歳の女性のみ
幼児のみ……6歳未満の者のみ
幼児と女性のみ……6歳未満の者と6～64歳の女性のみ
女性のみ……6～64歳の女性のみ
その他……上記以外

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 — 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家 …………… 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払
いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。
公営の借家 …………… その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与と住
宅でない場合
都市再生機構・公社の借家 …………… その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開
発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与と住宅でない場合。なお、ここには、雇用・能力開
発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。
民営の借家 …………… その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与と住宅」でない
場合
給与と住宅 …………… 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住
している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りて
いる一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り — 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、借家、給与と住宅)の一部を借りて住んでいる場合

● 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計を
いいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室などの営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンシ
ョンなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

● 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建 — 1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

長屋建 — 二つ以上の住宅を棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。
いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

共同住宅 — 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。

※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分して
います。また、世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分しています。

その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

● 都市計画の地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を以下のとおり区分しています。

【平成22年変更内容】平成22年調査から、非線引きの区域のうちの用途地域について、地域区分を基に調査区を区分しました。

A 都市計画区域（Ⅰ～Ⅲ）

Ⅰ 市街化区域 ———— すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

1 工業区域

[1] 工業A区域

- (1) 工業専用地域 ———— 工業の利便を増進するため定める地域
- (2) 工業専用地域とその他
- (3) 工業地域 ———— 主として工業の利便を増進するため定める地域
- (4) 工業地域とその他

[2] 工業B区域

- (5) 準工業地域 ———— 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
- (6) 準工業地域とその他

2 商業区域

[1] 商業A区域

- (7) 商業地域 ———— 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- (8) 商業地域とその他

[2] 商業B地域

- (9) 近隣商業地域 ———— 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- (10) 近隣商業地域とその他

3 住居区域

[1] 住居地域

- (11) 準住居地域 ———— 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
- (12) 第二種住居地域 ———— 主として住居の環境を保護するため定める地域
- (13) 第一種住居地域 ———— 住居の環境を保護するため定める地域
- (14) 住居地域混合
- (15) 住居地域とその他

[2] 中高層住宅専用地域

- (16) 第二種中高層住居専用地域 ———— 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- (17) 第一種中高層住居専用地域 ———— 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- (18) 中高層住居専用地域混合
- (19) 中高層住居専用地域とその他

[3] 低層住宅専用地域

- (20) 第二種低層住宅専用地域 ———— 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- (21) 第一種低層住宅専用地域 ———— 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- (22) 低層住宅専用地域混合

Ⅱ 市街化調整区域 ———— 市街化を抑制すべき区域

Ⅲ 非線引きの区域

うち用途地域

1 工業区域

[1] 工業A区域

- (1) 工業専用地域
- (2) 工業専用地域とその他
- (3) 工業地域
- (4) 工業地域とその他

[2] 工業B区域

- (5) 準工業地域
- (6) 準工業地域とその他

2 商業区域

[1] 商業A区域

- (7) 商業地域
- (8) 商業地域とその他

[2] 商業B地域

- (9) 近隣商業地域
- (10) 近隣商業地域とその他

3 住居区域

[1] 住居地域

- (11) 準住居地域
- (12) 第二種住居地域
- (13) 第一種住居地域
- (14) 住居地域混合
- (15) 住居地域とその他

[2] 中高層住宅専用地域

- (16) 第二種中高層住居専用地域
- (17) 第一種中高層住居専用地域
- (18) 中高層住居専用地域混合
- (19) 中高層住居専用地域とその他

[3] 低層住宅専用地域

- (20) 第二種低層住宅専用地域
- (21) 第一種低層住宅専用地域
- (22) 低層住宅専用地域混合

B 都市計画区域以外の区域

※ その他の詳細は、総務省統計局ホームページの「調査結果で用いる用語の解説」にも掲載されていますので、御参照ください。